

議案第129号

前橋空襲と復興資料館の設置及び管理に関する条例の制定について

令和6年11月28日提出

前橋市長 小川 晶

前橋空襲と復興資料館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 前橋空襲の実情と復興の歩みに対する市民の理解を深め、平和を希求する思いを風化させず後世へ伝承し、もって平和な社会の発展に寄与するため、本市に前橋空襲と復興資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 前橋空襲と復興資料館
- (2) 位置 前橋市南町三丁目62番地1

(事業)

第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 前橋空襲及び復興等に関する資料の収集、保管並びに展示に関すること。
- (2) 前橋空襲及び復興等に関する調査並びに研究に関すること。
- (3) 前橋空襲等における戦争体験の継承に関すること。
- (4) その他資料館の設置の目的を達成するために必要な事業

(入館料)

第4条 資料館の入館料は、無料とする。

(入館の拒否等)

第5条 市長は、資料館の入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入館者に対し、資料館の観覧を中止させ、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 資料館の施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他資料館の管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第6条 入館者は、資料館の施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することができないときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 資料館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
- (2) 資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、資料館を適正に市民の利用に供しなければならない。

4 指定管理者は、資料館を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。